漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号の漁業に係る神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項、同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び同第16条第2項による許可の有効期間の短縮について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
なまこ、あさり、ばかがい、あずまにしきを目的とする手繰第3種漁業	1	15トン未満の申請のあった総トン数	定めなし	共第1号共同漁業権の漁場の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (1)横須賀市走水旗山崎突端から200メートル以内の区域。ただし、い、ろ、基点及び横須賀市走水港北側防波堤北西端（陸側端）を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。 基点　横須賀市走水港北側防波堤にある赤灯台中心点	1月1日から12月31日まで	横須賀市平成町に漁業根拠地※を有し、かつ、なまこ、あさり、ばかがい、あずまにしきを目的とする手繰第3種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	東京内湾で操業する場合には、桁の幅は4メートル以下とする。	令和4年6月28日から同年同月30日まで	許可日から令和8年6月25日まで

				い　基点から真方位3.17度 103メートルのところ ろ　基点から真方位64.95度 53メートルのところ (2)横須賀市走水松崎突端から 400 メートル以内の区域。ただし、同突端より正北の線以西の区域を除く。 (3)横須賀市鴨居観音崎突堤東南側付け根、同突堤東南縁の延長線上同突堤東南側突端から沖合い 100 メートルの点及び同市同字観音崎灯台中心点を順次結んだ線と陸岸とによって囲まれた区域 (4)横須賀市鴨居鳶巣崎突端から 100 メートル以内の区域					

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。